

高校生向け出前授業実施要綱

令和5年4月5日制定

(目的)

第1 この要綱は、公益財団法人広島県男女共同参画財団（以下「財団」という。）が男女共同参画社会づくりを推進するため、研修受託事業の一環として実施する「高校生向け出前授業」への講師派遣について、必要な事項を定めるものとする。

(派遣の対象)

第2 派遣の対象は、広島県内の高等学校等で行われる授業、講演会又は学習会（以下「授業等」という。）とする。

(授業内容)

第3 財団が講師を派遣する授業等は、次のいずれかの内容とする。

- (1) 男女共同参画の視点を通して働くこと
- (2) 命の教育について
- (3) L G B Tについて
- (4) デートDVについて
- (5) その他男女共同参画社会づくりに資する内容

(派遣の申込み)

第4 講師の派遣を希望する高等学校等（以下「申込者」という。）は高校生向け出前講座申込書等により、財団に派遣の申込みを行うものとする。

(派遣の決定)

第5 財団は申込があった場合は内容を審査し、「第2 派遣の対象」及び「第3 授業内容」に該当すると認めるときは、講師を選定し、申込者に通知するものとする。この場合、派遣に要する経費を提示することとする。

(実施報告)

第6 申込者は、財団から講師派遣を受けた授業等が終了した時は、実施報告書を財団に提出するものとする。

(経費)

第7 講師への謝金及び交通費は、財団が定める「報償費及び費用弁償の支出基準」及び広島県の「職員の旅費に関する条例（昭和28年広島県条例第23号）」により、本人に現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する金融機関の口座に振り込むことができる。

2 財団は授業等の完了を確認した後、申込者に対し、講師派遣に要した経費を請求するものとする。この場合において、講師派遣に要した経費は、講師謝金、交通費及び消費税とする。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、講師派遣に関し必要な事項は、別に定める。

令和 年 月 日

公益次弾法人広島県男女共同参画財団
理事長 山川 肖美様

所在地
学校名

高校生向け出前授業申込書

次のとおり申し込みます。

1 内容

		時 期	時 間
実施時期 ・時間帯	第1希望		
	第2希望		
受講者数等 (学年・人数等)			
※ 男女共同参画に関する内容とします。 テーマ	<input type="checkbox"/> 男女共同参画の視点を通して働くこと		
	<input type="checkbox"/> 命の教育について		
	<input type="checkbox"/> L G B Tについて		
	<input type="checkbox"/> デートDVについて		
	<input type="checkbox"/> その他 ()		
	予算額	円	

2 申込者

担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	メールアドレス	

令和 年 月 日

公益財団法人広島県男女共同参画財団
理事長 山川 肖美様

学校名

実施報告書

この授業（講演会・学習会）を次のとおり実施しましたので、報告します。

テーマ	
実施日時	令和 年 月 日 (曜日) 時間：～ (時間 分)
講師	
学年・人数	学年 人

【報告者】

氏名	
電話番号	
メールアドレス	